

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和元年 11 月 28 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900083号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900148号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年7月25日

請求期間にA社から支払われた賞与の記録について、保険給付の計算の基礎とならない記録となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与台帳を見ると、請求者の請求期間の賞与に係る賞与額、厚生年金保険料額及び源泉所得税額が記載されている。

しかしながら、前述の賞与台帳に記載されている請求者の請求期間の賞与に係る控除合計額は、源泉所得税額と同じ額であり、当該賞与台帳に記載されている差引支給額は、賞与額から源泉所得税額のみを差し引いた額と一致するところ、B市から提出された請求者に係る平成29年度から令和元年度までの市民税・住民税に関する回答書に記載されている社会保険料の控除額から判断すると、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料を賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、その主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900233号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900024号

第1 結論

平成5年5月から平成7年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年5月から平成7年9月まで

私は、姉から国民年金の加入を勧められ、会社を退職した翌月の平成5年5月にA県B市役所に赴き、同市役所の窓口において、国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、私がB市役所の窓口において納付書に現金を添えて毎月納付していた。このことは請求期間当時から姉にも伝えていた。

しかし、日本年金機構から送付されたねんきん定期便を見ると、請求期間の国民年金保険料が未納期間となっているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成5年5月にB市役所において国民年金の加入手続を行い、同市役所の窓口で、請求期間の国民年金保険料を毎月納付した旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者に係る国民年金被保険者資格の取得日(平成5年5月1日)は平成6年4月14日に入力処理されており、請求者に係る国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者記録から判断すると、請求者が国民年金の加入手続を行ったのは同年3月頃と考えられ、当該加入手続時点において、請求期間のうち、平成5年5月から平成6年1月までは現年度保険料として遡って納付する必要があるところ、請求者は遡って納付したことはない旨陳述している。

また、請求期間当時における現年度の国民年金保険料の収納について、B市は、同市の窓口で国民年金保険料を領収することはなく、庁舎内の金融機関において当該保険料を納付してもらっていた旨回答しており、請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者の姉は、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付していた旨陳述しているものの、請求者に係るオンライン記録及びB市の国民年金被保険者名簿において、当該期間の国民年金保険料が納付された記録はいずれも確認できない上、社会保険事務所(当時)及びB市の双方が事務過誤を繰り返し行うとは考え難く、これらの事情を踏まえると、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900072号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900149号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①のうち、平成22年9月1日から平成27年9月1日までの期間の標準報酬月額を別表の1のとおり訂正することが必要である。
平成22年9月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 2 請求者のA社における請求期間⑯から㉑までの各期間及び請求期間㉓から㉙までの各期間に係る標準賞与額を別表の2のとおり訂正することが必要である。
平成22年8月31日、同年12月31日、平成23年8月31日、同年12月31日、平成24年8月31日、同年12月31日、平成25年12月31日、平成26年8月31日、同年12月31日、平成27年8月31日、同年12月31日、平成28年8月31日及び同年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 3 請求者のA社における請求期間㉓、㉕及び㉗の各期間に係る標準賞与額を別表の3のとおり訂正することが必要である。
平成29年8月31日、同年12月31日及び平成30年8月31日の標準賞与額について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
- 4 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :
- 2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : ① 平成8年10月1日から平成27年9月1日まで
② 平成15年8月
③ 平成15年12月
④ 平成16年8月
⑤ 平成16年12月
⑥ 平成17年8月
⑦ 平成17年12月
⑧ 平成18年8月
⑨ 平成18年12月
⑩ 平成19年8月
⑪ 平成19年12月
⑫ 平成20年8月
⑬ 平成20年12月
⑭ 平成21年8月
⑮ 平成21年12月
⑯ 平成22年8月

- ⑰ 平成 22 年 12 月
- ⑱ 平成 23 年 8 月
- ⑲ 平成 23 年 12 月
- ⑳ 平成 24 年 8 月
- ㉑ 平成 24 年 12 月
- ㉒ 平成 25 年 8 月
- ㉓ 平成 25 年 12 月
- ㉔ 平成 26 年 8 月
- ㉕ 平成 26 年 12 月
- ㉖ 平成 27 年 8 月
- ㉗ 平成 27 年 12 月
- ㉘ 平成 28 年 8 月
- ㉙ 平成 28 年 12 月
- ㉚ 平成 29 年 8 月
- ㉛ 平成 29 年 12 月
- ㉜ 平成 30 年 8 月

A社に係る厚生年金保険被保険者期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低い額となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、請求期間②から⑳までの各期間については、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないが、毎年、8月に夏季賞与、12月に冬季賞与がそれぞれ支給されていたので、当該各期間の賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間の標準報酬月額については、これらの厚生年金保険料額及び報酬月額の双方を特定し、これらに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、請求期間①のうち、平成 21 年 5 月 1 日から平成 27 年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（以下「源泉徴収票等」という。）により、当該期間の給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認又は推認できるものの、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

また、請求期間①のうち、平成 8 年 10 月 1 日から平成 21 年 5 月 1 日までの期間について、請求者は、平成 8 年 10 月分から平成 21 年 4 月分までの給与明細書を所持しておらず、請求者から提出された平成 21 年分の源泉徴収票等からは、当該期間の各月に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

さらに、平成 21 年 5 月 1 日から平成 22 年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及び源泉徴収票等からは、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額を確認又は推認することができない。

このほか、請求期間①のうち、平成 8 年 10 月 1 日から平成 22 年 9 月 1 日までの期間における厚生年金保険料控除額及び当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①のう

ち、平成8年10月1日から平成22年9月1日までの期間について、請求者の主張する標準報酬月額に見合う報酬が支払われ、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 請求期間①のうち、平成22年9月1日から平成27年9月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書及び源泉徴収票等により、請求者が当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬の支払を受けていたことが認められる。

したがって、請求期間①のうち、平成22年9月1日から平成27年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額から、別表の1のとおり訂正することが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②から⑨までの各期間については、本件訂正請求受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから厚生年金特例法が適用されるところ、同法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、当該各期間の標準賞与額については、当該各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を特定することが必要である。

請求期間②から⑨までの各期間について、A社は、賞与を支給していない旨回答しているが、請求者は、毎年、8月に夏季賞与、12月に冬季賞与が支給されていた旨陳述している上、請求者から提出された給料支払明細書及び源泉徴収票等並びに同僚の回答により、請求者が当該各期間において、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者は、請求期間②から⑨までの各期間及び請求期間⑩に係る給料支払明細書を所持しておらず、請求者から提出された請求期間⑩から⑱までの各期間及び請求期間⑲から⑳までの各期間に係る給料支払明細書には、厚生年金保険料の控除が記載されていない上、平成21年度から平成28年度までの源泉徴収票等において、当該各期間の賞与に係る厚生年金保険料を控除されていた事情は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間②から⑨までの各期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間②から⑨までの各期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

一方、請求期間⑩から⑱までの各期間及び請求期間⑲から⑳までの各期間については、前述のとおり、請求者から提出された給料支払明細書及び源泉徴収票等並びに同僚の回答により、A社から賞与の支払を受けていたことが認められることから、当該各期間に係る標準賞与額については、前述の給料支払明細書により確認できる賞与額から、別表の2のとおりとすることが妥当である。

ただし、請求期間⑩から⑱までの各期間及び請求期間⑲から⑳までの各期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

また、請求期間⑩から⑱までの各期間及び請求期間⑲から⑳までの各期間に係る賞与の支給年月日については、請求者及び同僚の回答からは支給日を特定できないことから、別表の2のとおり、当該各期間の月末を支給年月日とすることが妥当である。

- 4 請求期間㉑、㉒及び㉓の各期間については、本件訂正請求受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法に基づき、

請求者の賞与額に見合う標準賞与額を当該各期間の標準賞与額として認定することになる
ところ、当該各期間について、A社は賞与を支給していない旨回答しているが、請求者から
提出された給料支払明細書及び源泉徴収票等並びに同僚の回答により、請求者が当該各期間
において、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

したがって、請求期間⑩、⑪及び⑫の各期間に係る標準賞与額については、前述の給料支
払明細書により確認できる賞与支給額から、別表の3のとおりとすることが妥当である。

また、請求期間⑩、⑪及び⑫の各期間に係る賞与の支給年月日については、請求者及び同
僚の回答からは支給日を特定できないことから、別表の3のとおり、当該各期間の月末を支
給年月日とすることが妥当である。

なお、請求期間⑩、⑪及び⑫の各期間について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効に
より消滅した期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定に
より、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900072号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900149号

1【厚生年金保険法(第75条本文)による訂正】(標準報酬月額)

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成22年9月から平成24年8月まで	36万円	28万円
平成24年9月から平成25年8月まで	38万円	30万円
平成25年9月から平成27年8月まで	44万円	32万円

2【厚生年金保険法(第75条本文)による訂正】(標準賞与額)

訂正期間(賞与支給日)	訂正後の標準賞与額	訂正前の標準賞与額
平成22年8月31日	27万円	—
平成22年12月31日	35万円	—
平成23年8月31日	25万円	—
平成23年12月31日	27万円	—
平成24年8月31日	27万円	—
平成24年12月31日	30万円	—
平成25年12月31日	30万円	—
平成26年8月31日	33万円	—
平成26年12月31日	33万円	—
平成27年8月31日	33万円	—
平成27年12月31日	33万円	—
平成28年8月31日	35万円	—
平成28年12月31日	40万円	—

3【厚生年金保険法による訂正】(保険料徴収権の時効消滅前の期間に係る標準賞与額)

訂正期間(賞与支給日)	訂正後の標準賞与額	訂正前の標準賞与額
平成29年8月31日	38万円	—
平成29年12月31日	42万円	—
平成30年8月31日	38万円	—

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900075号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900150号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年2月22日から平成30年5月まで

年金記録では、平成29年2月22日から同年6月1日までの期間が国民年金の被保険者期間となっている。

しかし、平成29年2月22日にA社に入社し、平成30年1月20日まで正社員として同社において勤務したため、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の年金記録の訂正を求めて、平成30年8月21日に日本年金機構B年金事務所に本件年金記録の訂正請求書を提出しているところ、A社から日本年金機構に提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得年月日の訂正届(平成31年1月9日受付)により、同社における請求者の資格取得年月日が平成29年6月1日から同年2月22日に訂正(平成31年1月17日処理)されており、請求期間のうち、平成29年2月22日から平成30年1月20日までの期間については、既に同社における厚生年金保険の被保険者期間として記録されていることから、このほかに記録の訂正をする必要は認められない。

一方、請求期間のうち、平成30年1月20日から同年5月までの期間については、A社は、「請求者の当社における勤務期間は、平成29年2月22日から平成30年1月19日までの期間であり、請求者は、平成30年1月20日から同年5月までの期間において、当社に勤務していなかった。」旨回答している。

また、雇用保険の記録によると、A社における請求者の離職年月日は平成30年1月20日と記録されており、同社における請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日と符合している一方で、請求期間中の平成30年2月23日から同年10月14日までの期間において、請求者は雇用保険の基本手当を受給しており、請求期間のうち平成30年1月20日から同年5月までの期間において同社に勤務していたとする請求者の主張とこれらの事情は符合しない。

このほか、請求期間のうち、平成30年1月20日から同年5月までの期間について、請求者のA社における勤務実態等を確認又は推認できる関連資料等は見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900114号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900151号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和26年2月21日、喪失年月日を昭和28年4月21日とし、昭和26年2月から昭和28年3月までの標準報酬月額を別表の1のとおり訂正することが必要である。

昭和26年2月21日から昭和28年4月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和28年4月1日、喪失年月日を昭和29年10月1日とし、昭和28年4月から昭和29年9月までの標準報酬月額を別表の2のとおり訂正することが必要である。

昭和28年4月1日から昭和29年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により訂正することが必要であるところ、当該期間は脱退手当金支給済期間と記録されていることから、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間とはならない。

- 3 請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和30年2月1日、喪失年月日を昭和32年10月26日とし、昭和30年2月から昭和32年9月までの標準報酬月額を別表の3のとおり訂正することが必要である。

昭和30年2月1日から昭和32年10月26日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により訂正することが必要であるところ、当該期間は脱退手当金支給済期間と記録されていることから保険給付の計算の基礎となる被保険者期間とはならない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和26年2月頃から昭和28年4月頃まで
② 昭和28年4月頃から昭和29年10月頃まで
③ 昭和30年2月頃から昭和32年10月頃まで

請求期間①においてA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録が見当たらないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

請求期間②においてB社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録が見当たらないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

請求期間③においてC社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録が見当たらないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、氏名をDとして、A社に勤務していた旨陳述しているところ、オンライン記録において、当該陳述内容と符合する厚生年金保険被保険者記録(事業所名称はA社、被保険者氏名はD、昭和26年2月21日資格取得、昭和28年4月21日資格喪失。以下「被保険者記録①」という。)が確認できる上、被保険者記録①の被保険者氏名は、外国人

登録原票において確認できる請求者の通称名と一致する。

また、請求者は、A社の複数の同僚の氏名を挙げているところ、請求期間①当時の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該同僚と氏名が一致する被保険者が確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者はDとしてA社に勤務していたと推認できることから、被保険者記録①は請求者の記録とすることが妥当であり、同社の事業主は請求者の厚生年金保険被保険者資格に係る届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和26年2月21日、喪失年月日を昭和28年4月21日とし、昭和26年2月から昭和28年3月までの標準報酬月額については、被保険者記録①の標準報酬月額から、別表の1のとおり訂正することが必要である。

請求期間②及び③について、請求者は、氏名をDとして、B社及びC社に勤務していた旨陳述しているところ、オンライン記録において、当該陳述内容と符合する両社に係る厚生年金保険被保険者記録（事業所名称はB社及びC社、被保険者氏名はD、昭和28年4月1日資格取得、昭和29年10月1日資格喪失及び昭和30年2月1日資格取得、昭和32年10月26日資格喪失。以下「被保険者記録②」という。）が確認できる上、被保険者記録②の被保険者氏名は、外国人登録原票において確認できる請求者の通称名と一致する。

また、請求者は、B社及びC社の複数の同僚の氏名を挙げているところ、請求期間②及び③当時の両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該同僚と氏名が一致する被保険者がそれぞれ確認できる。

さらに、請求者は、C社はE市F町にあるG社の子会社である旨陳述しているところ、C社に係る厚生年金保険事業所記号簿には、「本社、F町G社内」と記載されている。

これらを総合的に判断すると、請求者はDとしてB社及びC社に勤務していたと推認できることから、被保険者記録②は請求者の記録とすることが妥当であり、両社の事業主は請求者の厚生年金保険被保険者資格に係る届出を社会保険出張所に行ったことが認められる。

したがって、請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和28年4月1日、喪失年月日を昭和29年10月1日とし、昭和28年4月から昭和29年9月までの標準報酬月額については、被保険者記録②の標準報酬月額から、別表の2のとおり訂正することが必要である。

次に、請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和30年2月1日、喪失年月日を昭和32年10月26日とし、昭和30年2月から昭和32年9月までの標準報酬月額については、被保険者記録②の標準報酬月額から、別表の3のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間②及び③については、オンライン記録において、被保険者記録②が脱退手当金支給済期間と記録されていることから、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間とはならない。

別表

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900114号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900151号

1 請求期間①

訂正期間	訂正後の標準報酬月額
昭和26年2月から同年4月まで	2,500円
昭和26年5月から同年7月まで	3,000円
昭和26年8月から同年11月まで	4,000円
昭和26年12月から昭和27年4月まで	4,500円
昭和27年5月から同年7月まで	4,000円
昭和27年8月	4,500円
昭和27年9月から昭和28年2月まで	5,000円
昭和28年3月	6,000円

2 請求期間②

訂正期間	訂正後の標準報酬月額
昭和28年4月から同年10月まで	5,000円
昭和28年11月から昭和29年9月まで	7,000円

3 請求期間③

訂正期間	訂正後の標準報酬月額
昭和30年2月から同年7月まで	5,000円
昭和30年8月から昭和31年9月まで	7,000円
昭和31年10月から昭和32年9月まで	8,000円